### MTEP Report

〈国際化推進室〉

## フタル酸エステル類規制への対応

国際化推進室・広域首都圏輸出製品技術支援センター (MTEP)では、製品輸出をお考えのお客さまのご要望に応 じて、さまざまな国際規格・海外規格の情報提供や相談対応を行っています。

TIRI NEWS 2018年8月号では、フタル酸エステル類規制への対応として、ラマン分光装置を用いた簡易測定法 とフタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP) の移行実験を紹介しました。DEHP を約30%含有した PVC マット 上にフタル酸エステル類を含有していないPVC消しゴムを室温中、自重のみで接触させた結果、ラマン分光分析 では85日間の接触で有意な移行を確認することはできませんでした。今回は、簡易測定法の検証とフタル酸エス テル類の移行量に影響する因子の考察を行いました。

#### 簡易測定法の検証

ラマン分光装置の検出下限を確認するため、マトリッ クス樹脂がPVCであるSPEX CertiPrep社製のフタル 酸エステル標準試料(SVO-STC-93-5:フタル酸エステ ル類トータル濃度0.4%、CRM-PVC001:フタル酸エス テル類トータル濃度7.8%)を用いて検証を行いました。

今回はベンゼン環の吸収を示す1,600 cm-1と1,580 cm-1のピークに注目してフタル酸エステル類の検出を 行いました。この二つのピークは、フタル酸エステル類 に特徴的なピークですが、規制対象のフタル酸エステ ルかそうでないかまでは判別できません。そのため、規 制対象外のフタル酸エステル類のみを含有したサンプ ルであってもNG判定としてしまいます。

図1のラマンスペクトルより、ラマン分光分析で検出 できるフタル酸エステル類のトータル濃度下限は1% 程度であると推測されます。

2018年8月号にて行った実験では、ラマン分光分析 でDEHPの有意な移行を確認することはできなかっ たため、同じサンプルについて公定法である熱脱着 GC-MSを用いたスクリーニング分析も行いました。 PVC消しゴムの表面のうち、PVCマットに接触して いた部分からサンプリングしたところ、0.2%程度の DEHPの存在が確認されました。

# フタル酸エステル 類規制への対応



TIRI News 2018年8月号誌面 https://www.iri-tokyo.jp/site/tiri-news/tirinews-1808.html

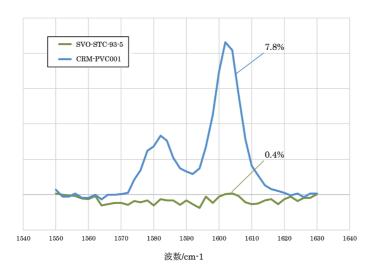


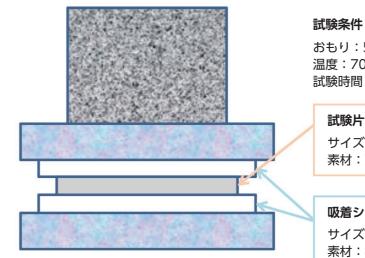
図1 フタル酸エステル標準試料のラマンスペクトル

#### フタル酸エステル類の移行量に影響する因子の考察

一般に、フタル酸エステル類の移行量は温度・接触 時間との間に相関があることがわかっていますが、 今回の移行実験では室温においてPVC消しゴムの 自重のみで接触させており、PVCマットと密着して いるわけではなかったため、移行元と移行先との接 触面積も移行量に影響する因子と考えられます。

プラスチックに含まれる可塑剤の移行量を定 量する公定法として、ISO 177:2016 [Plastics - Determination of migration of plasticizers」があ ります。これは、フタル酸エステル類を含有した試 験片を吸着シートではさみ、おもり(圧力)と温度を かけて、フタル酸エステル類を含有した試験片重量 の経時変化から移行量を決める方法です(図2)。詳 細は、規格原文をご確認ください。ここでは、温度・圧 力・移行先の材料・接触時間が移行量に影響する因子 になっています。

#### おもり



おもり:5 kg

温度:70℃ (50℃、85℃)

試験時間:1日(2日、5日、10日、15日、30日)

試験片 ※表面が平滑なシート

サイズ: Φ 50 mm × t0.5 mm 素材:可塑剤を含んだプラスチック

#### 吸着シート

サイズ: Φ 60 mm × t0.5 mm

素材:標準的なゴム、ポリエチレン、ポリ酢酸ビニル

#### ガラスプレート 図 2 プラスチックに含まれる可塑剤の移行量の定量法

#### 数時間・数日の接触では移行の可能性は低く 85日間の接触で 0.2%の DEHP の移行を確認

今回の移行実験では、85日間の接触で0.2%程度の DEHP の移行を、公定法である熱脱着GC-MSで確認できま した。このことから、数時間、数日程度の接触ではフタル酸 エステル類移行の可能性は低いといえます。ただし、温度・ 接触面積・圧力・移行先の材料などの条件によっては移行 が起こりやすくなります。

ラマン分析装置を用いた簡易測定法では、RoHS(II)指 令、REACH規則が求める規制値(0.1%)の検出は難しい ことも確認できました。フタル酸エステル類を数%~数十 %含有した試料の測定では有用ですが、規制対象かどうか にかかわらずすべてのフタル酸エステルがまとめて検出 されるため、注意が必要です。

別の資材からの移行は非意図的な混入であるため、一部 の在庫品のフタル酸エステル類含有量の測定結果をもっ て全在庫品を保証することは現実的ではありません。明ら かにフタル酸エステル類を含有している在庫品の検査や 川下企業による受入検査、材料変更の品質管理などにおい ては、公定法による分析をするまでもなく、簡易測定法を 含めた日常管理のしくみで保証していくことも一つの手 法と考えます。

お問い合わせ: 国際化推進室 (MTEP) (本部) TEL 03-5530-2126